

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

2 健康について

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

3 学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

(第1学年及び第2学年の評定が3, 5以上の者)

部活動等の特別活動で優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

(全国大会、北信越大会に出場。あるいは県大会で3位以上に入賞し、第1学年及び第2学年の評定が3, 0以上の者)

社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法上の措置として児童養護施設等に入所していること。)

4 家計について

「1. 推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

5 推薦業務の留意点

推薦業務の留意点については、平成29年4月18日に独立行政法人日本学生支援機構より発行されている給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針(ガイドライン)に従うこと。

上記1～4の4項目の要件を満たしている者の中から学力・資質の状況と家計の状況等を総合的に勘案し、選考会議を経て推薦者を決定する。